指導要録上出席扱いとすることができる不登校児童生徒を対象とした 民間通所施設の基準

尼崎市教育委員会

平成 28 年度に成立した、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(通称「教育機会確保法」)では、基本理念において、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること、国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすることなどが明記されている。

また、同法第 13 条においても、学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援について盛り込まれており、不登校児童生徒が学校外の民間施設において学習や活動をしていることを積極的に評価していくことは、不登校児童生徒の将来にとって有意義なことである。それらを踏まえ、本市の不登校児童生徒が在籍する小中学校(以下、「学校」という。)の校長が当該児童生徒を出席扱いとすることができる民間通所施設の基準は次の通りとする。

【認定基準】

1 運営主体・事業運営について

- (1) 不登校児童生徒を通所させる常設の施設を有し、相談・指導等を行うとともに当該児童 生徒及びその保護者等に対する相談等の支援を行っていること。
- (2) 民間通所施設(以下、「当該施設」という。)の運営主体(以下、「運営事業者」という。) は、法人格を有し、安定的な運営に支障がない程度の財務状況であること。
- (3) 運営事業者は、不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し、深い理解と知識または経験を有し、かつ一定の社会的信頼を有していること。
- (4) 運営事業者は、次の条件をすべて満たしていること。
 - ア 政治活動または宗教活動を主たる目的としていないこと。
 - イ 納税義務者にあっては、納税すべき税金を完納していること。
 - ウ 暴力団員による、不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる、暴力団及 びそれらの利益となる活動を行う者並びにこれらに準じる者が、事業者の中にいないこ と。
- (5) 事業の目的が、児童生徒の学校への復帰を妨げるものではないこと。
- (6) 著しく営利本位でなく、保護者等に対し、入会金や授業料等の経済的な負担について、 適切な情報提供がなされていること。
- (7) 不登校児童生徒が通所可能な尼崎市内または近接地域に施設を有していること。

2 連携・協力について

- (1) 運営事業者は、学校と相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、十分な連携・協力関係を構築していること。
- (2) 運営事業者は、通所の状況等について児童生徒が在籍する学校に定期的に情報提供を行うこと。
- (3) 運営事業者は、相談・指導等の状況等を保護者に定期的に連絡するなど、十分な連携・ 協力関係を構築していること。

3 相談・指導等のあり方について

- (1) 我が国の学校教育制度を踏まえながら、個人のおかれている状況に配慮した計画的な相談・指導等が行われていること。
- (2) 受け入れにあたっては面接を行うなどして、児童生徒の状況の把握が適切に行われていること。
- (3) 体罰などの不適切な指導がなく、児童生徒の生命、身体その他人権を尊重した指導が行われていること。

4 相談・指導等スタッフについて

- (1) 当該施設には、別表1に掲げる資格等を有する者を1名以上配置していること。
- (2) 相談・指導等にあたるスタッフは、児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について十分な知識又は経験を持ち、その指導に熱意を有していること。
- (3) 不登校児童生徒の指導に必要な人数のスタッフを有し、配置していること。
- (4) 専門的なカウンセリング等を行うにあたっては、教育学や心理学、精神医学等、それを 行うにふさわしい資格を有し、かつ専門的知識と経験を備えたスタッフが対応にあたって いること。

5 施設・設備について

- (1) 当該施設は、不登校児童生徒の相談・指導等を実施するにあたって支障のない程度の施設・設備を有していること。
- (2) 当該施設の施設・設備について、安全上の懸念がないこと。

6 出席日数に計上をするための活動内容について

- (1) 当該施設において、次の活動を行った日を出席日数として計上し、在籍校に報告するものとする。
 - ア 各教科等における学習活動
 - イ 次のようなソーシャルスキルトレーニング及び社会的自立を促す活動
 - ・対人関係を営むための活動 (ロールプレイなど)
 - 社会体験活動
 - · 自然体験活動
 - 創作活動
 - ウ 教育相談及びカウンセリング

【認定の更新等について】

1 認定の有効期間、更新及び認定内容の変更について

- (1) 本基準に基づく民間通所施設の認定は、認定の日から3年間、有効とする。
- (2) 前項に定める有効期限が到来する前に、必要な審査を行い、認定を更新することができる。その場合、更新の日から3年間有効とし、その後も同様とする。
- (3) 認定を受けた運営事業者は申請書の内容に変更が生じた場合、速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。
- (4) 教育委員会は、本基準に基づく民間通所施設の認定に疑義が生じた場合、当該運営事業者または当該施設に対し、必要な調査を行うことができる。
- (5) 教育委員会は、前項の調査の結果、当該運営事業者または当該施設に問題を発見した場合、当該運営事業者に対して必要な指導をすることができる。

2 認定の取消事由について

- (1) 次の一以上に該当する場合、認定を取り消すことができる。
 - ア 申請書その他認定のために提出した文書に虚偽の記載があった場合。
 - イ 認定後、上記1から5の要件の一部または全部を満たさない状況が生じた場合。
 - ウ 債務不履行による強制執行等、財務上の信用懸念が生じた場合。
 - エ 重大な事件事故その他信用を毀損させる事由が生じた場合。
 - オ 合理的な理由なく、上記1(4)に定める調査を拒否した場合。
 - カ 合理的な理由なく、上記1(5)に定める指導に従わない場合。

以 上 (こども教育支援課)